



令和7年1月以降に
婚姻された
皆さまへ

境町 結婚新生活支援補助金

家賃・引越し代・住宅取得費を
最大 **60万円** 補助します！

- 申請期間** 令和7年4月1日(火)～令和8年3月17日(火)
※申請期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。
- 対象世帯** 次のすべてにあてはまる方

予算に限りがあります。
早めにご検討ください！
※申請期間を過ぎると
受付できません。

婚姻日について

婚姻日が**令和7年1月1日から
令和8年3月31日**の間である

年齢について

夫婦ともに、**婚姻日時点の
年齢が39歳以下**である

所得について

夫婦の**合計所得額※**が
500万円未満である

年収の目安
670万円

★貸与型奨学金を返済した分は所得額
から控除します。

※申請日時点で取得できる直近の所得
証明書をもとに計算します。

住居について

- ・町内の住居に住んでいる
- ・**その住居に住民登録**している

その他

- ・夫婦ともに、町税等の滞納がない
- ・夫婦ともに、過去に本補助金の交付を受け
ていない

- 対象経費** 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に要した次の費用の
合計に対し、**最大で60万円**を補助します。

補助上限額 夫婦ともに婚姻日時点の年齢が**29歳以下**の世帯：**60万円**
それ以外の世帯：**30万円**

住宅の新築・購入

建物の新築・購入費用

住宅の賃借

賃料、敷金、礼金、共益費、
仲介手数料

※職場や生活保護費から住宅手当を
受給している場合はその分を除く

引っ越し

引越業者・運送業者に払った費用
(荷物の移動・運送に要した部分)

住宅のリフォーム

建物の修繕・増築・改築費用

申請先 境町役場地方創生課

TEL 0280-81-1309 (庁舎3階)



詳細はこちら

申請から交付までの手順

申請

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて
地方創生課（役場3階）へ提出してください。
※申請期間：令和7年4月1日～令和8年3月17日

審査

町は提出された書類を審査し、補助金の交付を決定します。

決定

申請者へ**交付決定通知**が届きます。
（請求書が同封されています。）

請求

対象経費の支払いを終えた後、**請求書**に必要事項を記入し、必要書類を添えて
地方創生課（役場3階）へ提出してください。
※補助金は、請求書に記入された口座へ後日振り込まれます。



提出書類

結婚新生活支援補助金 交付申請書

補助金申請者アンケート

戸籍謄本 または 婚姻届受理証明書

住民票謄本

取得場所

戸籍謄本

本籍地をおく市町村にて取得※1

婚姻届受理証明書

婚姻届を提出した市町村にて取得

住民課（役場1階）窓口等にて取得

※1 本籍地が境町以外の方でも、本人や配偶者等が来庁する場合は、境町の住民課で取得できます。

課税証明書※2（夫婦それぞれ1通ずつ）

取得年度・場所

申請が4～5月

令和6年度 課税証明書（令和5年分収入による所得）を
令和6年1月1日時点で住所を置く市町村にて取得

申請が6～3月

令和7年度 課税証明書（令和6年分収入による所得）を
令和7年1月1日時点で住所を置く市町村にて取得

※2 所得がない場合も提出してください。
（非課税証明書等）

該当する対象経費について必要な書類

住宅を新築・購入した方

- ・住宅の売買契約書
または 工事請負契約書
- ・住宅ローン返済予定表
- ・領収書等の写し

住宅を賃借した方

- ・住宅の賃貸借契約書
- ・賃借費用の領収書等の写し
- ・住宅手当支給証明書
※支給がない場合でも提出が必要です。
職場で証明を受けて提出してください。

引越した方

- ・引越費用の領収書の写し

住宅をリフォームした方

- ・工事請負契約書
- ・領収書等の写し

該当する方は必要な書類

貸与型奨学金を返済している（した）方

- ・返済した奨学金の額が分かるもの ※申請が4～5月：令和5年中の返済額、申請が6～3月：令和6年中の返済額